

建物の維持管理業務の経費及び光熱水費等について

1 委託契約及び支払いについて

光熱水費及び建物の維持管理業務の経費(以下「光熱水費等」という。)に係る業務(委託契約の締結や支払い等)については、川崎市において行い、日中活動センター及び地域生活支援センターについては、以下の表のとおり負担金を求めます。

2 光熱水費等の見積りについて

光熱水費等については、日中活動センター及び地域生活支援センターについては、それぞれの施設において見積もることとします。在宅支援室については、川崎市で負担します。

	日中活動センター	在宅支援室	地域生活支援センター
電気・ガス・水道	それぞれの実績	川崎市が負担	それぞれの実績
廃棄物処理業務	それぞれの実績	川崎市が負担	それぞれの実績
清掃委託	45%	35% ※川崎市が負担	20%
エレベーター保守業務	0%	64% ※川崎市が負担	26%
警備、電気工作物、空調設備、消防設備、その他建物全体の維持管理に係る業務	45%	35% ※川崎市が負担	20%